

令和6年度
沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金
募 集 要 領

令和6年11月



1 事業の目的

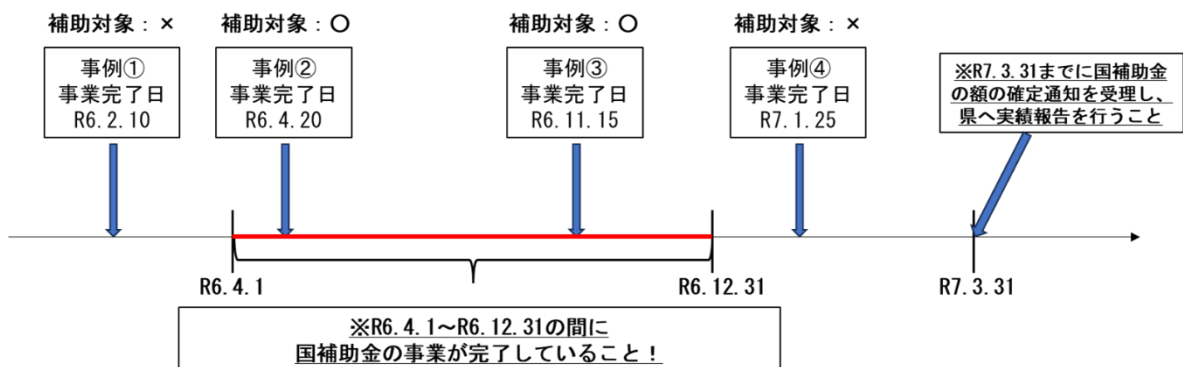
県内中小企業等の事業再構築を促進し、再チャレンジを後押しすることを目的に、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が基金を造成して行う中小企業等事業再構築促進補助金（以下「国補助金」という。）への上乗せ補助を行うため、予算の範囲内で、沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

2 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす者を補助対象者とします。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者であること。
- (2) 中小企業等事業再構築促進補助金交付規程（以下「国補助金交付規程」という。）別紙1で定める中小企業者等であること。
※国補助金交付規程別紙1で定める中堅企業等及び対象リース会社は対象外です
- (3) 国補助金第8回又は第9回公募分の交付決定を受けた者であること。
- (4) 国補助金第8回又は第9回公募分の交付決定を受けた事業が、令和6年4月1日から令和6年12月31日までに完了しており、令和7年3月31日までに国補助金の補助金確定通知書を受理する者であること。
- (5) 事業税に滞納がないこと。

注) 事業完了時期及び国補助金の確定通知書受理の時期について



3 補助事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額は次のとおりです。

- (1) 補助事業
国補助金の交付対象となる事業
- (2) 補助対象経費
国補助金の交付対象となる経費
※ 消費税等（消費税及び地方消費税）は対象外とする
- (3) 補助率
補助対象経費の10分の1以内
※ 予算の範囲内で交付
- (4) 補助上限額
1,000千円

4 申請方法

申請者は、申請に係る書類一式を、令和7年1月10日（金）17時までに、沖縄県商工労働部中小企業支援課（以下「県中小企業支援課」という。）に提出してください。提出方法は、郵送、または、Emailに書類一式を添付し提出してください。

(1) 申請書類及び様式

- ・ 下記1.申請書及び7.債権者登録申請書の様式は、同封している様式にご記入いただくか、下記の県HPからダウンロードして作成してください。

(URL) <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/shien/1010056/1022723/1031716.html>

(QRコード)



- ・ 下記1～7の書類がそろっていることをチェックの上、提出してください。

<input type="checkbox"/>	1. 沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金交付申請書（様式1）
<input type="checkbox"/>	2. 国補助金の交付申請書（別紙含む）の写し
<input type="checkbox"/>	3. 国補助金の事業計画書の写し
<input type="checkbox"/>	4. 国補助金の交付決定通知書の写し
<input type="checkbox"/>	5. 県内に主たる事業所を有することを確認するための書類 法人：履歴事項全部証明書 個人：開業届の写し又は確定申告書の写し
<input type="checkbox"/>	6. 事業税の滞納がないことを確認するための書類 事業税納税証明書 事業税の納期が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書
<input type="checkbox"/>	7. 債権者登録申請書及び口座情報がわかる資料（通帳の写しなど）

※上記以外にも、必要に応じて資料の提出を求める場合がございます。

(2) 申請期限について

- 申請書受付期間：令和6年11月15日（金）～令和7年1月10日（金）17時まで
※郵送の場合、令和7年1月10日（金）17時必着

(注)書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、必ず申請書類等の確認をしてから提出してください。
(注)FAXによる提出は受け付けません。
(注)なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。
(注)申請にかかる費用は補助対象外です。

(3) 申請書類の提出先

○郵送

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県本庁舎8階）

沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班

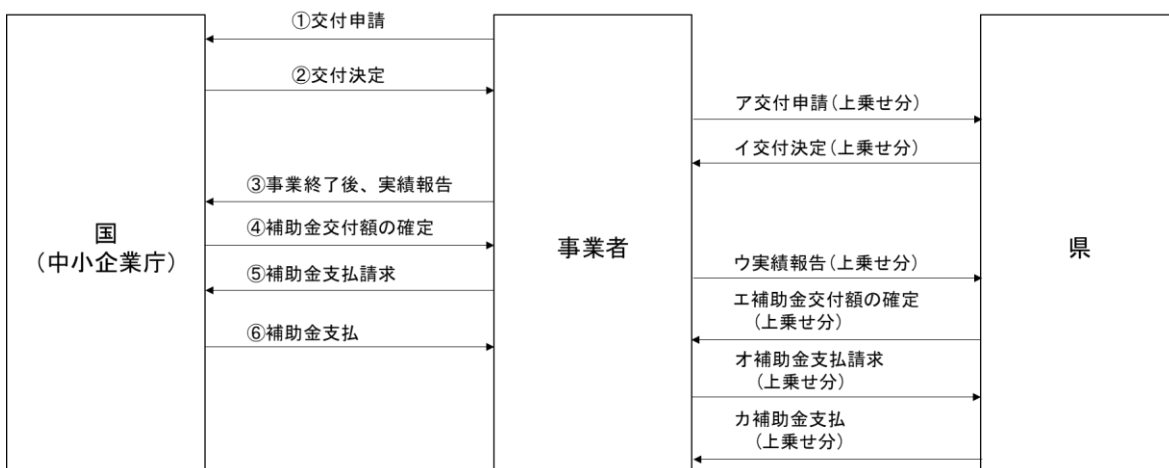
沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金担当 あて

○Email

Email : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

- ※ 件名は【沖縄県事業再構築促進補助金_〇〇〇(事業者名)】としてください。
例：株式会社△△商事の場合 → 【沖縄県事業再構築促進補助金_△△商事】
会社の種類（株式会社、合同会社、有限会社、合資会社等）は省略してください。
- ※ 各ファイルが何のデータであるか分かるような名称にして添付してください。
- ※ データ容量が大きい場合、メールが届かないことがございます（添付最大容量の目安：6.9MB）。その場合は、メールを複数に分けて送信してください。また、件名や本文で何通目であるか分かるように明記してください。
- ※ メールによる申請後は、お手数ですが、メールを送付した旨のお電話をしていただきますようお願いいたします。

5 補助金交付までの流れ



6 補助金交付までのスケジュール

- (ア) 交付申請：令和6年11月15日（金）～令和7年1月10日（金）まで
- (イ) 交付決定：令和7年1月中を予定
- (ウ) 実績報告：交付決定後～令和7年3月上旬まで
※国補助金の確定通知書を受理していない場合は、3月末までは受付可とする
- (エ) 補助金交付額の確定：実績報告後～令和7年4月上旬を予定
- (オ) 補助金支払請求：補助金交付額の確定後～令和7年4月末まで
- (カ) 補助金支払：請求書受理後～令和7年5月中を予定

7 注意点

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた者は、国補助金の交付決定を受けた事業を令和6年12月31日までに完了させ、令和7年3月31日までに国補助金の補助金確定通知書を受理し、同書類の写しを県への実績報告の際に添付してください。同書類を期限内に提出できない場合は、補助金が交付されない場合があります。
- (2) 補助金交付額は、予算の範囲において決定されるため、申請額と異なる場合があります。
- (3) 交付決定後は、補助金の経費を他の経費と分けて整理・保管し、補助期間終了の翌年度から起算し5年間保存する義務があります。

8 問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班

沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金担当：程塚（ほどつか）、上木（うえき）、
目取眞（めどるま）

お問合せの際は、「事業再構築促進補助金担当 担当あて」とお申し出ください

TEL：098-866-2343／Email：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県本庁舎8階）